富地訓第　号

検　察　官
検察事務官
検 察 技 官

富山地方検察庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平 成 ２ ４ 年 ４ 月 １ 日

富山地方検察庁検事正　牧　島　　聡

富山地方検察庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

富山地方検察庁行政文書管理規則（平成２３年富地訓第３号検事正訓令）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「総務課長」を「企画調査課長」に改める。

附　則

この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

○　富山地方検察庁行政文書管理規則新旧対照表

（改正部分のみ）

改　正　後	現　　行
（副総括文書管理者） 第４条　富山地方検察庁に，副総括文書管理者を１名置くものとし，企画調査課長を充てる。 ２　　（略）	（監査責任者） 第４条　富山地方検察庁に，副総括文書管理者を１名置くものとし，総務課長を充てる。 ２　　（略）

一部改正の理由等

（改正要旨）
　副総括文書管理者を「総務課長」から「企画調査課長」に変更する。

（改正理由）
　富山地方検察庁においては，これまで，富山地方検察庁執務規程において定めた総務課の所管事務である「文書の接受発送に関すること」に関連する事項として，同課において，文書に関する事務全般及び行政文書管理規定の改定や行政文書の管理状況に関する点検・調査など，行政文書に関する総括的な事務を所管し，企画調査課においては，同執務規程において定めた，企画調査課所管事務の「情報の公開に関すること」に関する事項として行政文書ファイル管理簿に関する事務についてのみ所管していたことから，行政文書管理規則制定にあたっては，副総括文書管理者を総務課長と定めた。
　この度，各事務の見直しを行ったところ，行政文書管理事務は，企画調査課所管事務である「情報の公開に関すること」に密接に関連する事項であり，また，文書管理システムの導入及び運用は，同課の所管事務であることなどから，同課において行政文書事務全般を所管することとしたため，副総括文書管理者を総務課長から企画調査課長へ変更する必要がある。